

飯田国道 NOW

地域と連携した
緑の道づくり

国土交通省 中部地方整備局
飯田国道事務所

〒395-0024
長野県飯田市東栄町3350番地
電話 (0265) 53-7200
ファックス (0265) 53-7210
E-メール iikoku@cbr.mlit.go.jp

飯田国道事務所からのお知らせ

平成 23年 9月29日

特殊車両通行許可違反の取締まりについて

～重量オーバーの車両が道路の寿命を縮めています～

1. 概要

重量オーバーの車両の通行は、橋梁や舗装などの道路施設に著しい負担をかけることになり、道路や橋に与える影響は多大です。無許可や通行条件違反で通行する重量オーバーの車両が、道路損傷の大きな原因となっています。

飯田国道事務所では、平成23年度にはいり、飯田警察署、木曾警察署の協力を得て、特殊車両通行許可違反の現地取締まりを実施し、12台（平成23年9月29日現在）の違反車両の指導警告を行うとともに、法令遵守の啓発を行いました。

なお、飯田国道事務所管内では、今年度、さらに現地取締まりを実施する予定です。

2. 当面の実施予定

平成23年10月 5日（水）：道の駅 信州平谷
13:30～15:30

平成23年10月12日（水）：新開取締基地（木曾郡木曾町福島新開）
13:30～15:30

平成23年10月18日（火）：新開取締基地（木曾郡木曾町福島新開）
13:30～15:30

3. 取締内容：特殊車両の違反車両取締まり、法令遵守の啓発

4. 現在の実施結果：別紙のとおり

5. 配布先

飯田市役所記者クラブ、木曾合同庁舎記者室

6. 解禁指定日：平成23年10月19日（水）

7. 問い合わせ先

飯田国道事務所 管理第一課長 原 敏晃
TEL 0265-53-7205

別紙

● 位置図

新開取締基地

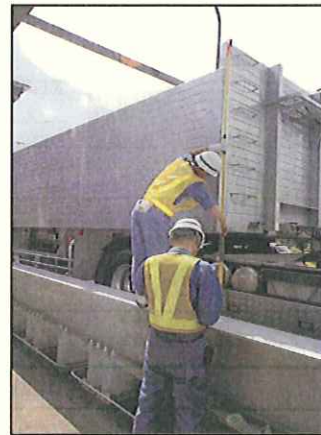
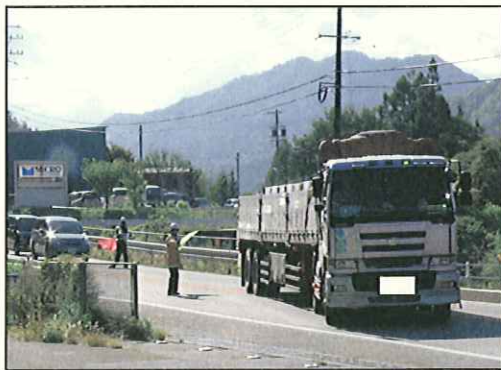
道の駅「信州平谷」



● 写真

特殊車両誘導状況

特殊車両確認状況



● 実施結果

回数	日時	検査台数	違反台数	場所
第1回目	平成23年 7月26日 13:30~15:30	4	4	新開取締基地
第2回目	平成23年 9月 6日 13:30~15:30	6	6	新開取締基地
第3回目	平成23年 9月14日 13:30~15:30	2	2	道の駅 信州平谷

● 当面実施予定

回数	日時	場所
第4回目	平成23年10月 5日 13:30~15:30	道の駅 信州平谷
第5回目	平成23年10月12日 13:30~15:30	新開取締基地
第6回目	平成23年10月18日 13:30~15:30	新開取締基地

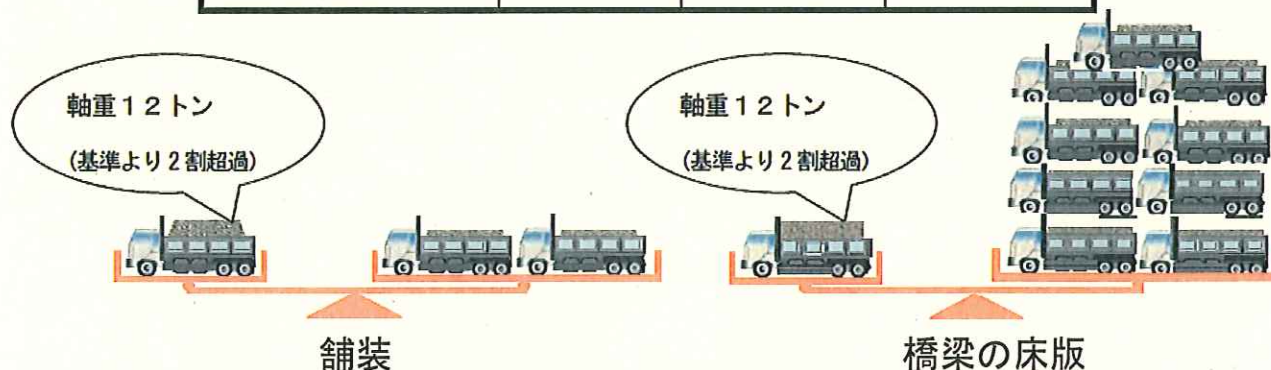
違反大型車両が道路構造物に与える影響

- 道路構造物は一定の重量に耐えられるように設計施工されています。
- 積載重量超過などにより設計重量を超えた大型車両等の走行は、道路構造物の劣化を早めるだけでなく、舗装等の劣化により騒音・振動が増加する等、環境の悪化にもつながります。

車両の重量による道路構造物の疲労に及ぼす影響の例

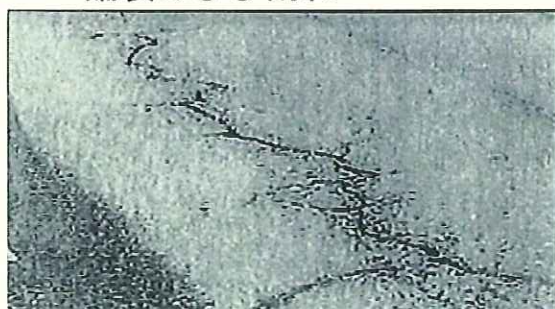
- 道路は軸重10tで設計
- 軸重10t(車両制限令)に対して

道路の構造物	影響度	2tの超過	5tの超過
舗装	4乗	2台分	5台分
橋梁の床版	12乗	9台分	130台分

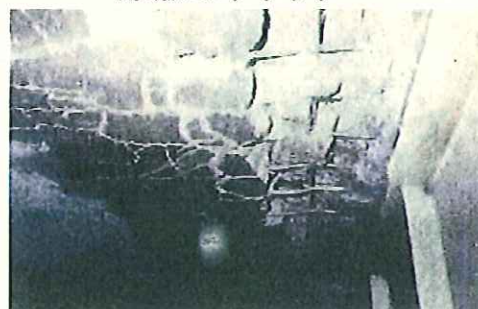


道路構造物損傷の事例

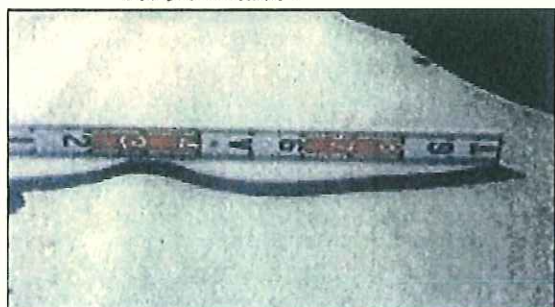
舗装のひび割れ



床版のクラック



舗装の轍れ



橋桁の亀裂



特殊車両通行許可ルール

大型車両を運行する事業者、荷主におかれましては、

- 積載重量の遵守
- 大型トレーラ等の特殊車両を運行する際は、道路管理者に許可を得る等、通行ルールを遵守、徹底して頂く必要があります。

特殊な車両とは

「車両の構造が特殊」※1、「輸送する貨物が特殊」※2な車両で、幅、長さ、高さ、重さのいずれかが、車両制限令で定める一般的制限値を超える車両を「特殊な車両」という。

車両制限令で定める一般的制限値

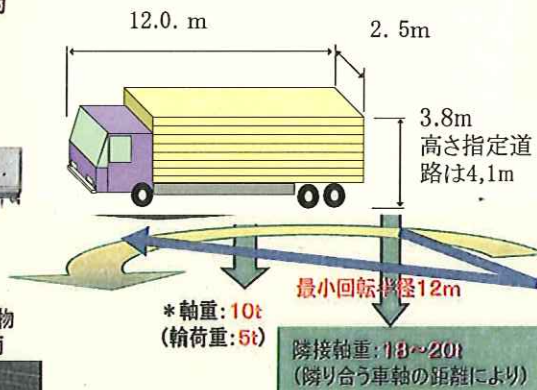
※1:車両の構造が特殊とは
トラッククレーン、セミトレーラ等の車両で一般的制限値を超える車両
(セミトレーラ等については特例あり)

トラック・クレーン



トラック・クレーン

パン型セミトレーラ



※2:輸送する貨物が特殊とは
建設機械、発電機、電車の車体等の様に積載物が分割不可能なため一般的制限値を超える車両

大型発電機: 重さ20t以上



電車: 長さ12m以上

総重量(車両自重+積載物重量+乗員)

- 高速自動車国道および重さ指定道路: 最大25t
- その他の道路: 20t

特殊車両通行許可

- 車両制限令で定められた最高限度を超える車両を通行させようとする者が車両の諸元・積載物の内容・通行経路・通行の日時等のデータを揃え、道路管理者へ申請。
- 審査の結果、道路管理者が通行することがやむをえないと認めるときには、徐行など通行に必要な条件を付けて許可する。

※詳細は「特殊車両通行許可申請におけるオンライン申請の紹介」

<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/index.html> をご覧下さい